

令和3年10月11日

国土交通省港湾局

関係事業者団体 各位

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた協力継続のお願いについて

平素より港湾行政に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、これまで政府をあげた取り組みを行ってきたところです。本年9月30日をもちまして緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全面解除となりましたが、感染の再拡大を防止するために、人流や人との接触機会を引き続き削減していく必要があります。

関係事業者団体の皆様に対しては、令和3年8月2日付け「新型コロナウイルスの感染拡大予防に向けたご協力のお願いについて」において、予算の要望活動や慣例的な挨拶等をお控え頂くようお願いしてきたところですが、今般、全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会に対し、令和3年10月8日付け「新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた協力継続のお願いについて」(別添)において、引き続きお控え頂くようご連絡しているところです。

関係事業者団体等の皆様におかれましても本件趣旨をご理解の上、慣例的なご挨拶等はお控え下さいますようお願いいたします。また、併せて貴団体会員企業等に対しても、ご周知頂きますようお願いいたします。

令和3年10月8日
国土交通省

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた協力継続のお願いについて

平素より国土交通行政に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

現在、政府をあげて新型コロナウイルス感染拡大の阻止に取り組んでいますところ、その一環として、貴団体が実施される予算要望活動等に関し、令和3年7月30日付文書においてお願いをしましてまいりました感染防止対策の徹底につきまして、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本年9月30日をもちまして緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全面解除となりましたが、感染の再拡大を防止する観点から、人流や人との接触機会を引き続き削減することが重要です。9月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された新たな基本的対処方針におきましても、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際して、基本的な感染防止策を徹底するなど、対策の緩和については段階的に行うこととされております。

こうした状況を踏まえ、当面の間、引き続き以下の点にご留意いただきますよう、改めてお願いいたします。また、各都道府県におかれましては関係市町村へのご連絡をお願いいたします。

- 当面、要望書等は、原則として、郵送など文書で受け付けさせていただくとともに、面会を希望される場合はオンライン形式で対応させていただきます。文書・オンライン形式のいずれの場合であっても、従来の面会による場合の扱いと何ら変わりなく、要望内容等について真摯に受け止めさせていただきます。
- なお、地方公共団体の長又は地方議会の議長が対面による面会を希望される場合には、訪問人数を必要最小限とする（随行の方を含め5名以内）とともに、マスク着用の徹底と手指の消毒、発熱者の入館やエレベーター内の会話の自粛など、感染防止対策の徹底への協力をお願いいたします。
- また、慣例的な訪問（人事異動の挨拶、年末年始の挨拶など）は、感染拡大防止の観点から、お控えいただくようお願いいたします。
- 各地方ブロックにおける対応については、それぞれを担当する地方支分部局にお問い合わせください。